



3月11日がやってくる



一般質問 嵯峨サダ子議員 (2月18日)

東日本大震災から11年。住宅再建をはじめ被災者の生活再建の課題は、いまなお途上です。近年頻繁におきている災害に備え、被災者の生活再建に寄り添う制度の整備を求める声もあがっています。嵯峨サダ子議員が取り上げました。(2月18日 一般質問)

取り残された被災者たち

嵯峨議員「東日本大震災で被災し、いまだに修繕されていない住宅が、昨年3月末で8347戸ある。未修繕の内訳は、全壊601、大規模半壊1140、半壊6606だ。なぜ修繕できていないのか、壊れた住宅に住み続けている生活の様子などについては、どこの部署も把握していない。在宅被災者が放置されている。加算支援金の未申請は1784世帯。申請は、2021年4月10日に締め切られた。修繕の意思があってもお金が足りなくてできずにいるのかなど、生活再建を図るという観点で対策を考えることだ。修繕を希望する世帯には、修繕に踏み出せるような支援策を用意しなければならない。石巻市は独自の住宅再建事業補助金をつくり、建設購入・補修を支援している。財源は、震災復興交付金を活用している。本市でも、震災復興基金も活用し、独自の補助金制度をつくり支援すべきだ」

健康福祉局長「今後も個別の相談があった際には丁寧に対応し、実情に応じた支援につながるよう努める」

大災害に備え 支援制度を

嵯峨議員「東日本大震災の被災者支援のあり方に再考を迫る議論が関係者の間でなされ、日弁連や東北弁護士連合会が国に『災害ケースマネジメント』の制度化を求めてきた」

災害ケース マネジメントとは

嵯峨議員「災害ケースマネジメントは、発災後、自治体職員などが世帯を個別訪問し、被災者の状況把握を行い、個々の状況に合わせた支援計画に基づき、関係機関と弁護士や建築士などの専門家が連携して支援を行うものだ。東日本大震災で仙台市は『被災者生活再建推進プログラム』『被災者生活再建加速プログラム』を立ち上げ、仮設住宅の入居世帯が抱える課題に応じて、個別支援計画を作成し生活再建につなげた。市は、その過程で民間団体に業務を委託し、仮設住宅入居

者の全戸訪問調査や民間賃貸住宅の物件探しに同行するなど伴走支援を行った。こうした仙台市の取り組みは、全国的に災害ケースマネジメントのモデルとされた」

健康福祉局長「災害ケースマネジメントが、地域課題が多様化、複雑化する中でも、被災者の生活再建に向けた有効な取り組みと評価され、その後の熊本地震などでの被災者支援にも引き継がれ、さらに国での議論へとつながっていった」

嵯峨議員「災害ケースマネジメントの究極の目的は、憲法13条、25条の実現だ。被災者の中では、復興公営住宅の家賃値上げ、生活困窮、健康不安、精神的な病など震災を起因とした課題は、いまでも残っている。こうした課題にしっかりと対応できているのか。支援員の配置など、被災者が安心して暮らせる環境を整えることが必要だ」

健康福祉局長「町内会など地域をよく知る担い手や関係機関が連携し、見守り活動などを通じて支えあう地域づくりに取り組んでいく」

「災害ケースマネジメント制度」創設を

嵯峨議員は、災害ケースマネジメントの取り組みが先進的に行われている事例を紹介しました。



石巻市

嵯峨議員「支援団体と仙台弁護士会が2019年から、2020年からは石巻市との協定に基づいて、累計563件を個別訪問し、在宅被災者から被災や生活の状況を聞き取った。そのうえで、弁護士が課題を整理し、支援制度の活用を促したり、生活保護制度の利用につなげたり、既存制度の運用改善を求めたりするなどして、少なくない被災者が生活再建を実現した」

鳥取県

嵯峨議員「全国ではじめて危機管理条例に災害ケースマネジメントに関する規定を設け、2018年に施行した。2016年に発生した鳥取県中部地震から1年半が経っても、被災した住家の屋根にブルーシートが多数かかっていたため調査したところ、高額な修繕費のねん出が難しい、借金を背負っている、経営状況が苦しく店舗再開ができないなど、生活復興がままならない被災者が多数いることがわかった。早速、県はケースマネジメントを行う専門家集団（生活復興支援チーム）を立ち上げ、弁

護士、建設業、医療・福祉関係者など多様な方々と県職員とで、世帯別の生活復興プランを作成した。こうした支援により、住宅の再建制度については、2019年2月で全ての対象者からの申請が完了し、その他の支援が必要な世帯には、その後も継続した支援が行われている。昨年4月からは、常設機関の鳥取県災害福祉支援センターを設置した。災害ケースマネジメント制度と独自の支援金制度を恒久化した」

嵯峨議員「昨年4月の参院復興特別委員会で、当時の防災大臣は『災害ケースマネジメントは重要だ。鳥取県のような先進的な取り組みを紹介しながら、被災者に寄り添った切れ目のない支援が行われるよう取り組みたい』と答えている。国に制度化を求めるとともに、救助実施主体である仙台市が早期にシステムを作っておくことが重要だ。防災環境都市を標榜する仙台市として、地域防災計画に災害ケースマネジメントを位置づけ、制度を創設すべきだ」
健康福祉局長「国でも議論されているが、検討は進めていく。関係部局の連携協力のもとで進めていきたい」

“支援金返せ”は、あまりに理不尽

り災判定が変更になった茂庭台団地のマンション

嵯峨議員「東日本大震災で太白区茂庭台のマンション1棟の被害判定がランク下げされ、支援金等の返還が求められた。マンションは、1回目の調査で一部損壊のり災証明書が発行されたが、住民が再調査を申請し、2回目の調査で大規模半壊のり災証明書が発行された。住民は、り災証明書とともに同封された生活再建支援金等のお知らせ文書をもとに、支援金を受け取り、破損した住戸の修繕を行った。ところが、住民が申請をしていないにもかかわらず、4カ月後に市が職権と称して調査を行い、一部損壊に変更した。市の説明によれば『マンションの共用部分の階段と梁の接合部分の被害をマンション本体の主要な部分の被害と誤認し、大規模半壊に該当する被害と誤認した』というものだ。

市は被害判定変更に伴い住民説明会を開き、市税、国保料、後期高齢者保険料、介護保険料、保育料の返還、支援金の返還も求められると説明した。内閣府はこの問題で、都道府県会館に対し、支援金の不利益変更の取り扱いについて書面を送り「支援金につき、職権により取り消して住民に返還請求することは困難」とした。

結果的に、市と都道府県会館から返還請求があり、訴訟になった。支援金の裁判で一番の東京地裁では、住民の請求は退けられたが、二審の高裁判決では、裁判長が『決定は制度の趣旨に反する』と述べ、被災者側の請求を退けた一審判決を取り消し、被災者側の逆転勝訴となった。ところが最高裁は昨年6月、『被害判定は一部損壊が妥当』とし、そのうえで『住民

が支援金を返還させられる負担感はちいさくないが、やむを得ない』と述べ、支援金の返還を命じる判決を下した。今回のような運用が認められて、いったん受け取った支援金を返せといわれたら、怖くて支援金を使えない事態になる。これは、生活再建支援法の趣旨に反する」

郡和子市長「被災された方にとって、支援金の返還を求められることは、負担感を感じられるものと推察される。対象の方が返還により生活に困ることがないように丁寧な対応に努める」